

グループホームサンフラワー(介護予防)管理運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人若竹会が設置経営するグループホームサンフラワー(以下「事業所」という。)が行う介護予防認知症対応型共同生活介護(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、介護予防認知症対応型共同生活介護従事者(以下「職員」という。)が、要支援2の者であって認知症を呈する高齢者等(以下「入居者」という。)に対し、事業における適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業の実施にあたっては、入居者の意思及び人格を尊重して、常に入居者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 職員は事業所において、入居者が自立した日常生活を営むことができるよう、家庭的な環境の下で、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。
- 3 事業の実施にあたっては、利用者の家族や地域との結びつきを重視し、関係市町村、地域包括支援センターや介護予防支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な関係を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の運営にあたっては、安定的かつ継続的な事業運営に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホームサンフラワー
- (2) 所在地 宮古市板屋四丁目4番2号

(職員の区分及び定数)

第4条 職員の区分及び定数は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 人 (兼務)
- (2) 計画作成担当者 1 人 (兼務)
- (3) 介護福祉士及び介護士 6 人以上

2 前項の他、必要に応じその他の職員を置くことができる。

(職員の職務)

第5条 職員の職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者
事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 計画作成担当者

介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成し、利用者の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。

(3) 介護福祉士及び介護士

サービスの提供にあたり入居者の心身の状況等を的確に把握し、入居者に対し適切な介助及び食事サービス提供に係る調理業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 施設の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 1月1日から12月31日
- (2) 営業時間 0時から24時
- (3) 電話等でも、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(入居者の定員)

第7条 事業所の入居定員は9人とする。

(サービスの内容)

第8条 入居者に対して共同生活を送ることに適した住居を提供し、入浴・排泄・食事の介助、その他日常生活の世話及び入居者の趣味または嗜好に応じた活動の支援その他の共同生活介護を適切に提供する。

(介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成等)

第9条 入居者の心身の状況、希望及びその置かれている状況を十分に把握し、個別に介護予防認知症対応型共同生活介護計画書を作成する。

- 2 介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成、変更の際には、入居者またはその家族に対し、当該計画の内容を説明し同意を得る。
- 3 入居者に対し、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づいたサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(サービスの利用料)

第10条 サービスを提供した場合の利用料は介護報酬告示上の額とし、介護保険負担割合証の負担率を乗じた額とする。

2 次の各号に掲げるものについては、利用料金全額の支払いを受けるものとする。

- (1) 居住費 1日あたり 1,150円
- (2) 食費 朝食1食あたり 260円（食材料費として）
 昼食1食あたり 310円（食材料費として）
 夕食1食あたり 310円（食材料費として）
- (3) 水道光熱費 1日あたり 400円

(4) 家電製品持込料 1日・1点あたり 30円 (テレビ等、電気ポット、電気毛布等(11~3月)に限る)

(5) インフルエンザ予防接種料 実費

(6) 利用者が希望する特別な食事 実費

3 前項の支払いを受ける場合には、入居者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

4 利用料の支払いは、現金、口座振込または自動振替等により、指定期日までに受ける。

(サービス提供記録の記載)

第11条 サービスを提供した際には、その提供日、内容及び入所者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(秘密保持)

第12条 職員は、業務上知り得た入居者またはその家族の秘密保持を厳守する。

2 職員であった者が、業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第13条 提供したサービスに関する入居者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、入居者または家族に対する説明等必要な措置を講ずる。

(損害賠償)

第14条 入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第15条 職員は、使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生に十分留意するものとする。

2 職員は、感染症若しくは食中毒が発生またはまん延しないよう努めるとともに、事業所内において委員会を組織し、万が一感染症等が発生した場合は事業所で定めた業務マニュアル等により必要な措置を講ずる。

3 職員は、感染症等に関する知識の習得に努めるものとする。

(緊急時における対応等)

第16条 職員は、介護事故等の発生または再発防止に努めるとともに、事業所内において委員会を組織し、万一介護事故等が発生した場合は施設で定めた業務マニュアル等により必要な措置を講ずる。

2 職員は、介護事故予防等に関する知識の習得に努めるものとする。

(非常災害対策)

第17条 サービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合、事業所で定めた業務マニュアル等により必要な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

(身体拘束の禁止)

第18条 施設は、サービスの提供にあたって、入居者又は他の入居者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 施設は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

3 施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び開催結果の施設職員への周知徹底

(2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備

(3) 施設職員に対する身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

(虐待防止に関する事項)

第19条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための職員に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(利用にあたっての留意事項)

第20条 サービスの利用にあたっては、主治医の診断書等に基づき、その入居希望者が認知症を呈していることを確認する。

2 入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動制限を行わない。

(その他運営についての留意事項)

第21条 職員の質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3月以内

(2) 継続研修 随時

- 2 事業所は、この事業を行うため、ケース記録等の必要な記録及び帳簿を整備する。
- 3 入居者は、当該サービスを利用する際は、職員の指示に従わなければならない。
- 4 当事業所が定める夜間及び深夜の時間は 21 時から翌 6 時とする。
- 5 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、所長が理事長の承認を得て別に定めることができる。

附 則

この規則は平成 24 年 2 月 1 日より施行する。

附 則

- 1 第10条の条文を「サービスを提供した場合の利用料は介護報酬告示上の額とし、利用者負担額はその1割の額とする。」から「サービスを提供した場合の利用料は介護報酬告示上の額とし、介護保険負担割合証の負担率を乗じた額とする。」に改正する。
2. この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 第1条の条文の「認知症対応型共同生活介護従事者」を「介護予防認知症対応型共同生活介護」に改める。
- 2 第1条の条文の「要支援者」を「要支援2の者」と改める。
- 3 第2条2項の条文を「認知症対応型共同生活介護計画」を「介護予防認知症対応型共同生活介護計画」と改める。
- 4 第4条の条文の「(2)管理者(計画作成担当者兼務)」を「(2)管理者」に改める。
- 5 第4条の条文の「(3)計画作成担当者(管理者と兼務)」を「(3)計画作成担当者」に改める。
- 6 第9条の条文の「認知症共同生活介護」を「介護予防認知症対応型共同生活介護」に改める。
- 7 第10条2項(4)「小遣い金管理料 1 日あたり 30 円」を削除し、以下を繰り上げる。
- 8 第10条2項の「(6)インフルエンザ予防接種料 1 回あたり 2,000 円」を「(6)インフルエンザ予防接種料 1 回あたり実費」に改める。
- 9 この規則は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 第18条を繰り下げ、第18条に次の条文を加える。

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための職員に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

- 2 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 第4条の(2)管理者の定数を「1人」から「1人(兼務)」に改める。
- 2 第4条の(3)計画作成担当者の定数を「1人」から「1人(兼務)」に改める。
- 3 第10条(2)食費「1食あたり260円(食材料費として)」を「朝食1食あたり260円(食材料費として)、昼食1食あたり310円(食材料費として)、夕食1食あたり310円(食材料費として)」に改正する。
- 4 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 第4条の(1)所長を削除し、以下を繰り上げる。
- 2 第5条の(1)所長を削除し、以下を繰り上げる。
- 3 第10条4項の条文中の「現金または銀行口座振込等により」を「現金、口座振込または自動振替等により」に改める。
- 4 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 第18条「身体拘束の禁止」に係る条項を加える。
- 2 この規程は、令和7年4月1日から施行する。